

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2200150号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2200061号

第1 結論

請求者のA社における平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年8月12日
② 平成25年12月16日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る賞与の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、年金事務所が保有する他の従業員の当該期間に係る賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）及び金融機関から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書及び取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から15万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成25年8月12日及び同年12月16日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。